

社会福祉法人 無量壽会

地域密着型通所介護事業所

“日だまりの家” はずみ デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人無量壽会が開設する“日だまりの家”はずみ デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う地域密着型指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は介護予防が必要な状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な地域密着型指定通所介護及び通所型サービスの通所介護型サービス（以下「通所介護型サービス」という。）のサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえつつ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供に努めるものとする。

3 事業を運営するに当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 “日だまりの家”はずみ デイサービスセンター
- 2 所在地 仙台市泉区上谷刈3丁目16番21号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

(兼務先) 地域密着型特別養護老人ホーム寶樹苑いずみ副苑長

地域密着型特別養護老人ホーム寶樹苑いずみショートステイ管理者

“日だまりの家”いずみ居宅介護支援センター所長

地域支援室室長

兼務管理者は、事業所の職員の管理及び事業に係る業務の管理を一元的に行う。

2 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び介護者の相談及び援助を行い、関係機関との連絡調整等を行うとともに、通所介護計画の作成を行う。

3 介護職員 1名以上

介護職員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行う。

4 看護師 1名以上

看護師は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための医師の指示により適切な措置を行う。

5 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日(祝日を含む)

(但し、12月30日～1月2日までは除く。)

2 営業時間 8:30～17:30

3 サービス提供時間 9:00～16:30まで

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、16名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 地域密着型指定通所介護サービスの内容は、次のとおりとする。

1 利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえつつ、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成する。

2 事業の実施に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を行う上で必要な援助(食事提供・入浴介助等)を行う。

3 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練

その他必要なサービスを利用者の要望に応じて適切に提供する。

- 4 遠方の利用者及び、脚力等の低下が見られる利用者に対して、送迎サービスを提供する。
- 5 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行う。

(地域密着型指定通所介護利用料、通所介護型サービス利用料、その他の費用)

第8条 地域密着型指定通所介護サービス及び通所介護型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

〈 サービス利用料金 〉

[地域密着型指定通所介護] (1日当たり)

[地域密着型通所介護サービス (6時間以上7時間未満)]

・サービス利用に係る自己負担額が1割の場合 (1単位=10.27円)

	要介護1 (678単位)	要介護2 (801単位)	要介護3 (925単位)	要介護4 (1049単位)	要介護5 (1172単位)
1. サービス利用料金	6,963円	8,226円	9,499円	10,773円	12,036円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,266円	7,403円	8,549円	9,695円	10,832円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	697円	823円	950円	1,078円	1,204円
4. 食事料金	700円 (昼食代・おやつ(2回分)代・水分補給飲料代)				
5. 自己負担金額	1,397円	1,523円	1,650円	1,778円	1,904円

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
認知症加算	60単位	616円	554円	62円	
入浴介助加算	40単位	410円	369円	41円	
サービス提供体制強化加算(I)	22単位	225円	202円	23円	
科学的介護推進体制加算	40単位	410円	369円	41円	月1回算定
介護職員処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に5.9%を乗じた単位数				
介護職員等特定処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.2%を乗じた単位数				

介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.1%を乗じた単位数
------------------	---------------------------------------

・サービス利用に係る自己負担額が2割の場合 (1単位=10.27円)

	要介護1 (678単位)	要介護2 (801単位)	要介護3 (925単位)	要介護4 (1049単位)	要介護5 (1172単位)
1. サービス利用料金	6,963円	8,226円	9,499円	10,773円	12,036円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,570円	6,580円	7,599円	8,618円	9,628円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1,393円	1,646円	1,900円	2,155円	2,408円
4. 食事料金	700円 (昼食代・おやつ(2回分)代・水分補給飲料代)				
5. 自己負担金額	2,093円	2,346円	2,600円	2,855円	3,108円

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
認知症加算	60単位	616円	492円	124円	
入浴介助加算	40単位	410円	328円	82円	
サービス提供体制強化加算(I)	22単位	225円	180円	45円	
科学的介護推進体制加算	40単位	410円	328円	82円	月1回算定
介護職員処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に5.9%を乗じた単位数				
介護職員等特定処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.2%を乗じた単位数				
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.1%を乗じた単位数				

・サービス利用に係る自己負担額が3割の場合 (1単位=10.27円)

	要介護1 (678単位)	要介護2 (801単位)	要介護3 (925単位)	要介護4 (1049単位)	要介護5 (1172単位)
1. サービス利用料金	6,963円	8,226円	9,499円	10,773円	12,036円
2. うち、介護保険から 給付される金額	4,874円	5,758円	6,649円	7,541円	8,425円
3. サービス利用に係 る自己負担額 (1-2)	2,089円	2,468円	2,850円	3,232円	3,611円
4. 食事料金	700円 (昼食代・おやつ(2回分)代・水分補給飲料代)				
5. 自己負担金額	2,789円	3,168円	3,550円	3,932円	4,311円

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
認知症加算	60単位	616円	431円	185円	
入浴介助加算	40単位	410円	287円	123円	
サービス提供体制強化加算(I)	22単位	225円	157円	68円	
科学的介護推進体制加算	40単位	410円	287円	123円	月1回算定
介護職員処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に5.9%を乗じた単位数				
介護職員等特定処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.2%を乗じた単位数				
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.1%を乗じた単位数				

[地域密着型通所介護サービス（7時間以上8時間未満）]

・サービス利用に係る自己負担額が1割の場合 (1単位=10.27円)

	要介護1 (753単位)	要介護2 (890単位)	要介護3 (1032単位)	要介護4 (1172単位)	要介護5 (1312単位)
1. サービス利用料金	7,733円	9,140円	10,598円	12,036円	13,474円
2. うち、介護保険から 給付される金額	6,959円	8,226円	9,538円	10,832円	12,126円
3. サービス利用に係 る自己負担額 (1-2)	774円	914円	1,060円	1,204円	1,348円
4. 食事料金	700円 (昼食代・おやつ(2回分)代・水分補給飲料代)				
5. 自己負担金額	1,474円	1,614円	1,760円	1,904円	2,048円

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
認知症加算	60単位	616円	554円	62円	
入浴介助加算	40単位	410円	369円	41円	
サービス提供体制強化加 算(I)	22単位	225円	202円	23円	
科学的介護推進体制加算	40単位	410円	369円	41円	月1回算定
介護職員処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に5.9%を 乗じた単位数				
介護職員等特定処遇改善 加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.2%を 乗じた単位数				
介護職員等ベースアップ 等支援加算	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.1%を 乗じた単位数				

・サービス利用に係る自己負担額が2割の場合 (1単位=10.27円)

	要介護1 (753単位)	要介護2 (890単位)	要介護3 (1032単位)	要介護4 (1172単位)	要介護5 (1312単位)
1. サービス利用料金	7,733円	9,140円	10,598円	12,036円	13,474円
2. うち、介護保険から 給付される金額	6,186円	7,312円	8,478円	9,628円	10,779円
3. サービス利用に係 る自己負担額 (1-2)	1,547円	1,828円	2,120円	2,408円	2,695円
4. 食事料金	700円 (昼食代・おやつ(2回分)代・水分補給飲料代)				
5. 自己負担金額	2,247円	2,528円	2,820円	3,108円	3,395円

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
認知症加算	60単位	616円	492円	124円	
入浴介助加算	40単位	410円	328円	82円	
サービス提供体制強化加算(I)	22単位	225円	180円	45円	
科学的介護推進体制加算	40単位	410円	328円	82円	月1回算定
介護職員処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に5.9%を乗じた単位数				
介護職員等特定処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.2%を乗じた単位数				
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.1%を乗じた単位数				

・サービス利用に係る自己負担額が3割の場合 (1単位=10.27円)

	要介護1 (753単位)	要介護2 (890単位)	要介護3 (1032単位)	要介護4 (1172単位)	要介護5 (1312単位)
1. サービス利用料金	7,733円	9,140円	10,598円	12,036円	13,474円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,413円	6,398円	7,418円	8,425円	9,431円
3. サービス利用に係 る自己負担額 (1-2)	2,320円	2,742円	3,180円	3,611円	4,043円
4. 食事料金	700円 (昼食代・おやつ(2回分)代・水分補給飲料代)				
5. 自己負担金額	3,020円	3,442円	3,880円	4,311円	4,743円

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
認知症加算	60単位	616円	431円	185円	
入浴介助加算	40単位	410円	287円	123円	
サービス提供体制強化加算(I)	22単位	225円	157円	68円	
科学的介護推進体制加算	40単位	410円	287円	123円	月1回算定
介護職員処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に5.9%を乗じた単位数				
介護職員等特定処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.2%を乗じた単位数				
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.1%を乗じた単位数				

[通所介護型サービス利用料金] (1ヶ月当たり)

要介護認定において、「要支援1及び要支援2」と判定された方の通所介護型サービス利用料金。

・サービス利用に係る自己負担額が1割の場合 (1単位=10.27円)

	要支援1 (1,798単位)	要支援2 (3,621単位)
1. サービス利用料金	18,465円	37,187円
2. うち、通所介護型サービス事業支給費から給付される金額	16,618円	33,468円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,847円	3,719円

※利用ごとに昼食代・おやつ(2回分)代・水分補給飲料代として700円がかかる。

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算(I) 要支援1	88単位	903円	812円	91円	
サービス提供体制強化加算(I) 要支援2	176単位	1,807円	1,626円	181円	
科学的介護推進体制加算	40単位	410円	369円	41円	月1回算定
介護職員処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に5.9%を乗じた単位数				
介護職員等特定処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.2%を乗じた単位数				
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.1%を乗じた単位数				

・サービス利用に係る自己負担額が2割の場合 (1単位=10.27円)

	要支援1 (1,798単位)	要支援2 (3,621単位)
1. サービス利用料金	18,465円	37,187円
2. うち、通所介護型サービス事業支給費から給付される金額	14,772円	29,749円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	3,693円	7,438円

※利用ごとに昼食代・おやつ(2回分)代・水分補給飲料代として700円がかかる。

○加算 (1 単位=10.27 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算 (I) 要支援 1	88 単位	903 円	722 円	181 円	
サービス提供体制強化加算 (I) 要支援 2	176 単位	1,807 円	1,445 円	362 円	
科学的介護推進体制加算	40 単位	410 円	328 円	82 円	月 1 回算定
介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 5.9% を乗じた単位数				
介護職員等特定処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 1.2% を乗じた単位数				
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 1.1% を乗じた単位数				

・サービス利用に係る自己負担額が 3 割の場合 (1 単位=10.27 円)

	要支援 1 (1,798 単位)	要支援 2 (3,621 単位)
1. サービス利用料金	18,465 円	37,187 円
2. うち、通所介護型サービス事業支給費から給付される金額	12,925 円	26,030 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	5,540 円	11,157 円

※利用ごとに昼食代・おやつ (2 回分) 代・水分補給飲料代として 700 円がかかる。

○加算 (1 単位=10.27 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算 (I) 要支援 1	88 単位	903 円	632 円	271 円	
サービス提供体制強化加算 (I) 要支援 2	176 単位	1,807 円	1,264 円	543 円	
科学的介護推進体制加算	40 単位	410 円	287 円	123 円	月 1 回算定
介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 5.9% を乗じた単位数				
介護職員等特定処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 1.2% を乗じた単位数				

介護職員等ベースアップ 等支援加算	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に1.1%を 乗じた単位数
----------------------	---

※利用ごとに昼食代、おやつ代、水分補給飲料代700円がかかる。

2 その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については、下記の通りである。

・食費	昼食		700円
・リハビリパンツ	S・M	1枚	94円
・リハビリパンツ	L	1枚	105円
・パット		1枚	18円
・スナップ写真焼き増し代		1枚	20円
・コピー		1枚	10円
・制作費			実費

前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又は、その家族に対し説明を行い、同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、下記の通りとする。

泉区	旭丘堤・泉中央・桂・加茂・上谷刈・黒松・将監・高森・長命ヶ丘・七北田・虹の丘・野村・古内・みずほ台・友愛町・八乙女
青葉区	川平・北根黒松・鷺ヶ森・桜ヶ丘・滝道・西勝山・東勝山・双葉ヶ丘・水の森

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者がサービスの提供を受ける場合は、次の事項を守らなければならない。

- 1 身体及び身の回りの清潔、健康の保持に務める。
- 2 居室及び共用施設、設備、器具等は本来の用途に従って大切に使用する。
- 3 火災予防に努める。
- 4 外出等は管理者の承認を得る。
- 5 他の利用者、職員に対する迷惑行為を行ってはならない。
- 6 利用者は、施設内において、政治・宗教活動は行わない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関及び家族に連絡するとともに、管理者に報告し必要な措置を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

担当者 係長 植村 有佳子

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを仙台市に通報するものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策) (全施設共通)

第13条 事業所は、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(非常災害)

第14条 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第15条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に施すための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(就業環境の確保)

第16条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者及び家族等に関する情報を第三者に洩さないこととする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用計画の内容とする。

(苦情の受付)

第18条 苦情の受付について

1 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 : 植村 有佳子 (係長)

TEL 022-208-8405

FAX 022-375-7060

○受付時間 : 毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00

(ただし、12月30日から1月2日は除きます。)

○苦情解決責任者 : 所長 渡邊 伸

寄せられたご意見や、苦情に対して所長が責任者となって、関係機関と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるよう努めます。

なお、法人として、第三者苦情解決委員会を設置しております。隔月委員会を開催して、委員の皆さんのご意見を伺っております。

・3名の方を委嘱しています。

上谷刈狼河原町内会会長 萱場 宏明

地区民生委員児童委員 萱場 久悦

社会福祉法人無量壽会評議員 萱場 久美

いただいた苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行う。

なお、当施設における苦情は、別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」のとおり。

2 行政機関その他苦情受付機関

泉区介護保険課	所在地	仙台市泉区泉中央2丁目1-1
	電話番号	022-372-3111
青葉区介護保険課	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目5-1
	電話番号	022-225-7211

宮城野区介護保険課	所在地	仙台市宮城野区五輪2丁目12-35
	電話番号	022-291-2111
若林区介護保険課	所在地	仙台市若林区保春院前丁3-1
	電話番号	022-282-1111
太白区介護保険課	所在地	仙台市太白区长町南3丁目1-15
	電話番号	022-247-1111
宮城県国民健康保険 団体連合会	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目2-3
	電話番号	022-222-7700
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	仙台市青葉区本町3丁目7-4
	電話番号	022-716-9674
仙台市介護事業支援課 居宅サービス指導係	所在地	仙台市青葉区国分町3-7-1
	電話番号	022-214-8192

※12月29日から1月3日と、土・日、祝日は除く。

(協議)

第19条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人無量壽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。
2. この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
3. この規程は、平成17年11月 1日から施行する。
4. この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
5. この規程は、平成18年 5月 1日から施行する。
6. この規程は、平成19年 2月 1日から施行する。
7. この規程は、平成19年 5月 1日から施行する。
8. この規程は、平成19年 8月27日から施行する。
9. この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
10. この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。
11. この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。
12. この規程は、平成22年 9月20日から施行する。

13. この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。
14. この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
15. この規程は、平成24年 7月30日から施行する。
16. この規程は、平成24年 9月 1日から施行する。
17. この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
18. この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
19. この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
20. この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。
21. この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
22. この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
23. この規程は、平成28年11月 1日から施行する。
24. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
25. この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
26. この規程は、平成30年12月 1日から施行する。
27. この規程は、令和元年 5月 1日から施行する。
28. この規程は、令和元年10月 1日から施行する。
29. この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。
30. この規程は、令和2年10月 1日から施行する。
31. この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。
32. この規程は、令和4年10月 1日から施行する。
33. この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。
34. この規程は、令和5年10月 1日から施行する。
35. この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。